

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 第2条（定義）について

【現行】

（定義）

第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、カワウ、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカその他規則で定める県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。

2 （略）

3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。

4 （略）

【改正の方向性】

- 「特定野生鳥獣」に、農作物被害が大きい『カラス』と『ムクドリ』を加えることを検討。なお、『カラス』については、本県における生息状況や農作物被害状況、さらには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法制（法律・政令・省令）」の規定を踏まえ、『ハシボソガラス』と『ハシブトガラス』に細分化することを検討（第2条第1項）。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行に伴う文言修正（第2条第1項）、及び特定野生鳥獣の有効活用の現況を踏まえた定義の明確化のための文言修正を検討（第2条第3項）。

【改正案】

（定義）

第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、カワウ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカその他規則で定める県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。

2 （略）

3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした特定野生鳥獣が自然の恵みであるとの認識の下に、これを食品、肥料等としてできる限り有効に活用することをいう。

4 （略）

2. 第7条（特定野生鳥獣関係団体の役割）について

【現行】

（特定野生鳥獣関係団体の役割）

第7条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その有効活用のための手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

【改正の方向性】

○ 既に規定されている特定野生鳥獣の管理、さらには有効活用の推進は勿論のこと、新たに加えるハシボソガラス、ハシブトガラス及びムクドリによる農作物被害を憂慮する声が条例制定時とは比べものにならないほど高まっていることを踏まえ、これら鳥類による農作物被害の著しい地域を中心とした生息域の縮小、さらには、捕獲等をしたこれら鳥類を含め特定野生鳥獣の食品、肥料等としての有効活用による「管理と有効活用の一体的な取組」を推進していくことが重要と考える。

そのためには、様々な知見を有する特定野生鳥獣関係団体の役割は極めて大きく、管理及び有効活用のための効果的な手法、すなわち当該団体が有するノウハウなどの貴重な情報を積極的に発信していく必要があることから文言修正を検討（第7条）。

【改正案】

（特定野生鳥獣関係団体の役割）

第7条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その管理及び有効活用のための効果的な手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

3. 第9条（施策の推進）について

【現行】

（施策の推進）

第9条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の特定野生鳥獣の特性の理解に資する情報の収集及び提供並びに特定野生鳥獣の管理及び有効活用のための知識等の普及啓発に関すること。
- (2) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (3) 科学的知見に基づき実施する特定野生鳥獣の個体数についての調査の推進に関すること。
- (4) 里山等における人と特定野生鳥獣を隔てる緩衝地帯の整備等人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりに資する取組の支援に関すること。
- (5) 特定野生鳥獣の管理の効率化に資する調査研究の推進に関すること。
- (6) 特定野生鳥獣の有効活用を図るための調査研究の推進に関すること。
- (7) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用を総合的かつ効果的に実施するための拠点としての機能を担う体制の整備の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な施策の推進に関すること。

【改正の方向性】

- これまでの本会議での質問や委員会での質疑を踏まえ、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に携わる者の確保及び資質の向上（第9条第2号）というソフト面の取組の推進のみならず、ハード面の推進も重要と考え、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する施設の整備の推進に関することを規定した号（第9条第3号）を新設することを検討。

【改正案】

（施策の推進）

第9条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の特定野生鳥獣の特性の理解に資する情報の収集及び提供並びに特定野生鳥獣の管理及び有効活用のための知識等の普及啓発に関すること。
- (2) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (3) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する施設の整備の推進に関すること。
- (4) 科学的知見に基づき実施する特定野生鳥獣の個体数についての調査の推進に関すること。
- (5) 里山等における人と特定野生鳥獣を隔てる緩衝地帯の整備等人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりに資する取組の支援に関すること。
- (6) 特定野生鳥獣の管理の効率化に資する調査研究の推進に関すること。
- (7) 特定野生鳥獣の有効活用を図るための調査研究の推進に関すること。
- (8) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用を総合的かつ効果的に実施するための拠点としての機能を担う体制の整備の推進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な施策の推進に関すること。

4. 附則について

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例による改正後の新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。